



2023年5月9日

各 位

会 社 名 株式会社ロジネットジャパン  
代表者名 代表取締役社長執行役員 橋本 潤美  
(コード番号 9027 札証)  
問合せ先 取締役執行役員経営企画本部  
副本部長 久保田 優  
(TEL 011-251-7755)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月28日開催予定の第18期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- ①取締役及び監査役が業務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるように会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって取締役及び監査役の責任を法令の範囲内で一部免除できる旨の規定を第30条第1項及び第41条第1項に新設するものであります。
- ②会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を第30条第2項及び第41条第2項に新設するものであります。なお、変更案第30条につきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ③法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、変更案第34条第2項に補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- ④補欠監査役選任議案の定足数につきまして、監査役と同様に議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、変更案第34条第3項に追記するものであります。
- ⑤補欠監査役の選任決議の効力を選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする旨を変更案第34条第4項に定めるものであります。
- ⑥補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするため、変更案第35条第2項を修正するものであります。
- ⑦上記に伴って、条数の繰り下げを行うものであります。



現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 <u>34</u> 条 (条文省略)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>4</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任 期)</p> <p>第 <u>35</u> 条 (現行どおり)</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 <u>41</u> 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

### 3. 日程

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| (1) 定款一部変更のための株主総会開催予定日 | 2023年6月28日(水) |
| (2) 定款一部変更の効力発生予定日      | 2023年6月28日(水) |

以上